

令和 8 年度

穴山新田堰通信設備修繕工事

所 在 地 葦崎市穴山町上新田 地内

葦 崎 市

特記仕様書

第1条 適用

この仕様書は、韮崎市が発注する次の工事に適用する。

『 穴山新田堰通信設備取替工事 』

1. 施工にあたっては、工事目的を十分に把握し、目的を達成するものとする。
2. 本工事の実施にあたって、特記仕様書に明記無き事項等については、土木工事共通仕様工事請負契約書、現場説明事項及び工事打合簿によるものとする。

第2条 共通仕様書等

この工事は、令和5年1月「土地改良事業共通仕様書（監修 山梨県農政部）」に基づき施工するものとする。

第3条 照査・報告書の提出

請負者は、工事受注後速やかに本工事内容を照査し、設計書及び内容等の確認を行い、協議書により監督員に報告すること。

第4条 事前協議

着工前には、監督員・請負者及び他工事の請負者、関係者及び関係機関と事前協議を行い、工程並びに安全管理等の打ち合わせを行うこと。

なお、別途工事との関連により工程上の制約を受ける場合及び本工事の施工にあたり関係機関等から施工に関する条件等（時間的制約を含む）を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第5条 施工計画書の作成及び提出

請負者は工事負担金額が1,000万円以上の工事については、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。ただし、工事負担金額が1,000万円未満の工事についても監督員が指示する場合は、提出しなければならない。

請負者は、施工計画書を提出するにあたり、特に記載を要する事項として以下の点に留意すること。

1. 作業現場の保安施設・安全施設の計画及び交通整理等を伴う場合は、道路工事交通保安施設設置基準に準拠し、各現場に対応した計画を添付すること。また、設備・人員配置図は必ず添付すること。
2. 対象工種の出来形管理基準値(測定項目・規格値・測定基準・測定個所等)及び品質管理基準・規格値、試験基準を記載すること。

第6条 工事現場管理

請負者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。(最大積載量をダンプボディ平までとする。)

2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂や資材等の引き渡しを受けるなど過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあって、下請け事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請負業者にも十分な指導を行うこと。

第7条 段階確認等

段階確認にあたり、請負者は共通仕様書によるほか、下記によるものとする。

1. 段階確認の計画書作成

請負者は工事着手前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成する。施工計画書作成対象工事においては、施工計画書に含めて提出しなければならない。

2. 社内検査の実施

請負者は段階確認を受ける前及び、工事完成後には必ず社内検査を実施し、設計図書通り施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

3. 段階確認時の注意事項

段階確認においては、検査（確認）部分の出来形が確認できる資料を事前に作成し、監督員に提出すること。

第8条 確認事項

建造物等の近接工事を行なう場合には、工事着工前に必ず関係者立会のうえ確認を行なうと同時に、証拠写真を撮り、市監督員に提出し、また、これらに関する測定、調査記録等は施工後各自整理保存しておくこと。

第9条 工程関係

別途発注工事との関連により工程上の制約を受ける場合は、別途協議するものとする。

第10条 起工測量

請負者は施工に先立ち、現地において起工測量を行い、その成果を工事打合せ簿により必ず提出すること。

なお、近接工事及び既設構造物等が施工区間に接する場合はこれらとの関係を調べ、同様に工事打合せ簿にまとめ提出すること。

また、本工事を施工するに当たり、機能面、施工性、工期等施工方法の検討を行ない、監督員と協議の上、変更を行うこととする。

第11条 安全訓練等の実施

1. 工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後原則として作

業員全員参加により月に半日以上の時間を割り当て、安全訓練等を実施するものとする。

2. 安全訓練等の実施状況報告

安全訓練等の実施状況をビデオ又は工事報告（工事月報）に記録し、工事完成検査時に書類とともに報告できる状態するものとする。

なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告をするものとする。

第 12 条 埋戻し

埋戻しについては以下の点に留意すること。

1. 請負者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を 30cm 以下を基本とし埋戻さなければならない。
2. 請負者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。
3. 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合には、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。
4. 請負者は、埋戻しを行うにあたり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように埋戻さなければならない。

第 13 条 建設発生土の処理

建設工事の施工における建設発生土は、指定処分 A とし発生する際は、以下の場所に搬出すること。

- ① 工事名 : 「(仮称) 山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備に伴う造成工事」
- ② 搬入場所 : 山梨県中央市浅利 230-3

第 14 条 再生資材及び建設廃棄物の適正処理

本工事により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等の建設廃棄物は、「廃棄物処理法」及び「建設副産物処理基準」に基づき、該当廃棄物の処分業の許可を取得している再生資源化施設へ搬出し適正に処分すること。但し、やむを得ない事情により再生資源化施設への運搬が困難な場合は、監督員と相談の上、処理方法を決定するものとする。

第 15 条 他市町村への建設発生土の搬出

請負者は本工事における建設発生土を、他の市町村へ 1 0 0 m³ 以上搬出する場合について、所定の様式により搬出前に建設発生土に関する下記の情報を搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに提出しなければならない。

なお、情報提出後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関監督員名、連絡先
3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所

6. 建設発生土の発注場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期（搬出時期）
8. 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土質（m³）

搬出先市町村担当窓口については、監督員に問い合わせること。

第 16 条 再生資材の利用

本工事においてアスファルト混合物及び砕石（クラッシャーラン）を使用するときは、再生資材を利用すること。

第 17 条 建設副産物の搬出

本工事において発生した建設副産物については、監督員と協議のうえ、適切に処理するものとする。

第 18 条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)(EXCEL 様式)」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1 部(紙)を施工計画書に、または施工計画書が必要ない案件は協議書に添付し監督員に提出するものとする。(以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出は H30 センサスに対応していないため不可)

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書を出し、1 部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体(CD-R)により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で 1 年間保管するものとする。

※入力時最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credasitop.htm

この特記事項は、『土木工事共通仕様書 第 1 編 共通編 第 1 章 総則 1-1-1-18 建設副産物 第 5 項及び第 6 項』、『建設副産物処理基準 [5] 再生資源利用促進（計画・実施）書の提出』および、『再生資源利用基準 [7] 再生資源利用（計画・実施）書の提出』に代わるものとする。

第 19 条 建設リサイクル法対象建設工事の届出に係る事項の説明等

建設リサイクル法対象工事（請負金額が 500 万円以上）の場合、落札者は建設リサイクル法第 12 条に基づき、落札後配付される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うこととする。

第 20 条 工事实績情報サービス（コリンズ）への登録について

請負者は、請負金額 500 万円以上の工事について、工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受け、登録後（財）日本建設情報センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出するものとする。

第 21 条 埋設物

埋設物に関しては、監督員と協議してその対処方法を決定するものとする。

第 22 条 交通及び保安施設

工事区間内の交通に関しては、道路の使用許可条件を遵守し、危険防止柵を設置し、必要に応じて保安用の夜間照明設備を設置するなど十分な危険防止対策を施すこと。
また、工事区間内での車両の運行及び歩行者の通行に関しては、必要に応じて専任の交通整理員を設置し、通行の誘導、路面の補修に努めるなど、交通及び保安上十分な措置を講ずるものとする。

第 23 条 施工機械

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号最終改正平成 22 年 3 月 18 日付国総施環第 291 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」における開発目標を満たす事が確認された排出ガス浄化装置を装着した建設機械(平成 16 年 9 月 1 日までに装着したものに限る。)を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議のうえ設計変更するものとする。また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い監督員に通知するものとする。
なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

機種	備考
・バックホウ ・ホイールローダ ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの) {油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機} ・ローラ類 {ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ} ・ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 272kw 以下)を搭載した建設機械。

第 24 条 高度技術及び創意工夫

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または

地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第 25 条 溶融スラグを利用した建設資材の優先使用について

請負者は「溶融スラグ有効利用ガイドライン」（平成 29 年 10 月）に基づく溶融スラグを利用した建設資材（積みブロック、密粒度アスファルト混合物、下層路盤材）については、優先使用に努めるものとする。

第 26 条 工事下請負状況

本工事を施工するために締結した下請負契約については、本工事の適正な施工を確保するため、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、現場ごとに備え置くこと。また、本工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げること。施工体系台帳及び施工体系図については、作成及び更新の度、作成監督員にその写しを提出すること。

さらに、請負者は蕨崎市建設工事等執行規則の定めるところにより、下請負届を市長に提出し承認を受けなければならない。

第 27 条 電子納品について

本工事の竣工書類の一部（工事写真）は、通常の紙媒体書類での提出もしくは電子データにて提出することを、監督員と協議したうえでどちらか選択し、納品することができる。また、納品する電子データについては、「山梨県県土整備部 電子納品要領」（以下、「要領」という）及び「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」という）に従い作成する。

第 28 条 交通止に関する協議

工事の施工にあたっては、「道路工事交通保安施設設置基準」（山梨県県土整備部）に基づき、地元との協議を事前におこない、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難い場合は監督員と協議するものとする。

第 29 条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 30 条 週休 2 日適用工事について

- 1、本工事は、週休 2 日適用工事として、4 週 8 休以上の現場閉所を見込んでいる。
取り扱いについては、令和 7 年 5 月 1 日から適用する「週休 2 日適用工事実施要領」及び「週休 2 日適用工事に要する費用の計上について」による。
- 2、週休 2 日は、通期の週休 2 日または月単位の週休 2 日により取り組むこととし、施工計画書により提出すること。また、施工計画書の提出が非対象の工事については、「週休 2 日制現場閉所（計画・実績）書」及び「現場閉所実績集計表」にて報告をおこなうものとする。

第 31 条 その他

1. 使用する機器については事前にカタログ、仕様書等を提出し、監督員に承諾を得てから作業すること。
2. 施工に入る際は受益を受けている地区と事前に調整してから作業に入ること。
3. その他、疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

設計金額 _____ 円

工事概要 穴山新田堰通信設備取替工事 _____

開度計取替 一式 _____

シンクロ受信機取替 一式 _____

簡易点検工 一式 _____

韮崎市

工 事 費 明 細 書									
工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	単価 番号	摘 要	
本工事費									
	機器単体費		1	式			1		
	通信設備 取替工		1	式			2		
	簡易点検工		1	式			3		
直接工事費 計									
	共通仮設費		1	式					
	現場管理費		1	式					
間接工事費 計									
工事原価									
	一般管理費		1	式					
工事価格									
	消費税相当額		1	式				10.0	
請負工事費									

第 1 号					単位 1式 当たり		
単 価 表							
機器単体費							
内 訳							
名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	単価表 番 号	摘 要
機器単体費	開度計 ST2120-S1-D 同等品	1.0	台				
	シンクロ受信機 LR622-110-3 同等品	1.0	台				
計							

第 2 号						単位 1式 当たり	
通信設備取替工							
内 訳							
名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	単価表 番 号	摘 要
材料費	据付材料費		%				
	補助材料費		%				
据付工	機械設備据付工		人				
	普通作業員		人				
	電工		人				
計							

第 3 号

単位 1式 当たり

単 価 表

簡易点検工

内 訳

名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	単価表 番 号	摘 要
材料費	工具損料		式				
	車両損料		台				
据付工	土木一般世話役		人				
	普通作業員		人				
	電工		人				
計							

位置図



釜無川

穴山新田堰通信設備取替工事

穴山橋

縮尺 1 : 5000

